

鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定要綱（平成22年5月25日第201000029473号鳥取県生活環境部環境立県推進課長通知。以下「指定要綱」という。）第3条に定める鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）の指定に関して必要な事項を定める。

(指定の期間)

第2条 指定する期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(資格要件)

第3条 指定要綱第3条第1項に定める指定申請をできる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地球温暖化対策及び気候変動適応策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化防止及び気候変動適応に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人。
- (2) 県内に主たる事務所又は支店、支部を有すること。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当しないこと。なお、該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められる。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められる。
 - (ア) 暴力団員を役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他の業務を下請け等させること。

(指定申請)

第4条 指定を受けようとする法人は、令和7年3月5日までに指定要綱第3条に基づく指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面及び組織図
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第38条第2項に掲げる事業及び気候変動適応法(平成30年法律第50号)第13条第2項に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面(事業の概要及び人員体制がわかるものとする)
- (5) 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(審査会の設置)

第5条 県は、指定申請の内容を審査し、指定法人を決定するため、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、事業計画等を審議し、順位を決定するものとする。
- 3 審査会は4名以上で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、申請者に対して聴取調査を実施する。

(評価要項)

第6条 提出された指定申請書の評価については、別に「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定評価要項」を定め、当該要項に基づいて行う。

(申請者の失格)

第7条 県は、申請者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

(県事業の委託)

第8条 実施事業として、県は予算の範囲内で事業を委託することとし、令和7年度の事業については、別紙仕様書のとおり委託を予定している。ただし、鳥取県議会令和7年2月定例会において委託業務に係る予算が成立しない場合は契約を締結しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、指定に際し必要な事項は、生活環境部脱炭素社会推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月12日から施行し、センターの指定の日をもって廃止する。